

「指定通所介護」

重要事項説明書

社会福祉法人 釧路啓生会
在宅サービス釧路鶴ヶ岱啓生園
老人デイサービスセンター

「指定通所介護事業所」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(事業所番号 0174100099)

当事業所はご契約者に対しての指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 利用料金のお支払いについて
6. 苦情の受け付けについて
7. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項
8. サービス利用の留意事項
9. 緊急時の対応
10. 非常災害対策
 11. 感染症対策の強化
 12. 緊急時やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
 13. 事故発生時の対応
 14. 第三者評価の実施状況について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人釧路啓生会
- (2) 法人所在地 北海道釧路市北園1丁目1番27号
- (3) 電話番号 0154-55-5252
- (4) 代表者氏名 理事長 中島太郎
- (5) 設立年月日 昭和48年12月25日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム釧路鶴ヶ岱啓生園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 在宅サービス釧路鶴ヶ岱啓生園老人デイサービスセンター
- (4) 施設の所在地 北海道釧路市鶴ヶ岱2丁目2番5号
- (5) 電話番号 0154-41-1125
- (6) 施設長（管理者）氏名 朱田敏子
- (7) 当施設の運営方針
在宅サービス釧路鶴ヶ岱啓生園老人デイサービスセンターは、利用される方々の個性を尊重し、通所介護計画に基づき在宅で自立するためのお手伝いを「職員一丸となって提供」いたします。
また、毎日が充実した日々を過ごして戴くため、職員が創意と工夫を凝らした余暇活動メニュー及び満足感あふれる食事等の提供に努めて参ります。
- (8) 開設年月日 昭和62年 3月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 釧路市及び釧路町（釧路川と新釧路川に挟まる地域全域及びJR遠矢駅付近、釧路町森林公園付近、昆布森中学校付近まで）とする。
- (10) 営業日及び営業時間 年中無休（9時00分～18時00分）
- (11) サービス提供時間 9時20分～16時20分
- (12) 利用定員 40人（釧路市通所型サービス（通所介護相当）含み）

3. 職員の配置状況

《職員の配置状況》

職 種	配置職員	区 分				指定基準
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
園長（管理者）	1名		1			1名
相談員	2名		2			1名
介護員	14名		12		2	6名
看護師	2名		2			1名
機能訓練指導員	2名		2			1名
栄養士	2名		2			
調理員	10名		9		1	
運転手	5名				5	

《サービス従業員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
相談員	8：00～17：00 8：30～17：30
介護員	8：00～17：00 8：30～17：30
看護師	8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
栄養士	9：00～18：00
運転手	7：30～9：30 15：45～17：45

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用料金が介護保険から給付される場合 ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険介護給付の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。※利用者負担は介護保険負担割合証により1・2・3割となります。

①入 浴

(イ) 入浴又は清拭を行います。

(ロ) 身体状況に応じ各種浴槽（一般浴槽・1人用浴槽・機械浴槽）にて入浴することができます。

②排 泄 ご契約者の排泄の援助を行います。

③機能訓練

看護師や介護員等によりご契約者の希望に基づき、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

(イ) 看護師が健康管理を行います。

(ロ) 緊急時には、必要な医療機関への搬送をご家族の協力のもとで速やかに行います。

⑤送 迎

ご自宅からセンターまでの送迎を行います。

⑥月行事予定（例）

月 別	行 事 名	内 容
4 月	春の園芸	プランター作り・手工芸
5 月	クッキング	おやつクッキング・手工芸
6 月	花見会	弁当を持参し花見会を実施
7 月	焼肉会	野外で焼肉大会
8 月	盆踊り	露店など設営しお祭り気分を味わってもらう
9 月	外出・外食	ご利用者の希望にそった外食・外出を実施
10 月	施設見学	まなぼっと・MOOなどを見学予定
11 月	ミニシアター	DVDをプロジェクターで上映
12 月	クリスマス会	クリスマスケーキ作成
1 月	新年恒例会・鍋パーティ	行事食としてテーブル毎に鍋パーティを予定
2 月	節分	豆まき・手工芸
3 月	雛祭り	演芸会などを予定

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担になります。

《サービスの概要と利用料金》

①食事の提供（食 費） 料 金： 1 食 500円（おやつ代を含む）

②レクリエーション、個別選択サービス

ご契約の希望によりレクリエーション、個別選択サービスに参加していただく事ができます。

利用料金：材料代、経費等は実費ですので、事前に希望をとります。

尚、個別選択サービスにつきましては、必要性のある方を対象といたします。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

(イ) オムツ代 オムツは原則持参してください

（当園の物を使用した際は、実費弁償となります）

(ロ) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の中で提供されるサービスのうち、

日常生活において通常必要となるものの係る費用で、利用者が負担することが
 相当と認められる費用

(3) その他、施設の対応で行うサービス(無料)

サービス記録の提示及び複写物の交付

ご契約者がサービス記録の提示、又複写物を必要とする場合はいつでもお申し
 出ください。

(4) サービス利用料金 (1日当たり)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から
 介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

○通所介護単価表(日額)通常規模型事業所

2時間以上3時間未満の場合 4時間以上5時間未満単価×70%

※1単位10円

サービス内容		算定項目				サービス費	
時間	介護度	介護費	入浴介助 加算(I)	サービス 提供体制 強化加算 (I)	中重度者 ケア体制 加算	介護単位 合計	利用者負担額
(1)所要時間 3時間以上 4時間未満	要介護 1	370 単位	40 単位	22 単位	45 単位	477 単位	(1割) 477 円
							(2割) 954 円
							(3割) 1,431 円
	要介護 2	423 単位	40 単位	22 単位	45 単位	530 単位	(1割) 530 円
							(2割) 1,060 円
							(3割) 1,590 円
	要介護 3	479 単位	40 単位	22 単位	45 単位	586 単位	(1割) 586 円
							(2割) 1,172 円
							(3割) 1,758 円
	要介護 4	533 単位	40 単位	22 単位	45 単位	640 単位	(1割) 640 円
							(2割) 1,280 円
							(3割) 1,920 円
要介護 5	588 単位	40 単位	22 単位	45 単位	695 単位	(1割) 695 円	
						(2割) 1,390 円	
						(3割) 2,085 円	
(2)所要時間 4時間以上 5時間未満	要介護 1	388 単位	40 単位	22 単位	45 単位	495 単位	(1割) 495 円
							(2割) 990 円
							(3割) 1,485 円
	要介護 2	444 単位	40 単位	22 単位	45 単位	551 単位	(1割) 551 円
							(2割) 1,102 円
							(3割) 1,653 円
	要介護 3	502 単位	40 単位	22 単位	45 単位	609 単位	(1割) 609 円
							(2割) 1,218 円
							(3割) 1,827 円

	要介護 4	560 単位	40 単位	22 単位	45 単位	667 単位	(1 割)	667 円
							(2 割)	1,334 円
							(3 割)	2,001 円
	要介護 5	617 単位	40 単位	22 単位	45 単位	724 単位	(1 割)	724 円
							(2 割)	1,448 円
							(3 割)	2,172 円
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	570 単位	40 単位	22 単位	45 単位	677 単位	(1 割)	677 円
							(2 割)	1,354 円
							(3 割)	2,031 円
	要介護 2	673 単位	40 単位	22 単位	45 単位	780 単位	(1 割)	780 円
							(2 割)	1,560 円
							(3 割)	2,340 円
	要介護 3	777 単位	40 単位	22 単位	45 単位	884 単位	(1 割)	884 円
							(2 割)	1,768 円
							(3 割)	2,652 円
	要介護 4	880 単位	40 単位	22 単位	45 単位	987 単位	(1 割)	987 円
							(2 割)	1,974 円
							(3 割)	2,961 円
要介護 5	984 単位	40 単位	22 単位	45 単位	1,091 単位	(1 割)	1,091 円	
						(2 割)	2,182 円	
						(3 割)	3,273 円	

サービス内容		算 定 項 目				サービス費		
時間	介護度	介護費	入浴介助 加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (I)	中重度者 ケア体制 加算	介護単位 合 計	利用者負担額	
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	584 単位	40 単位	22 単位	45 単位	691 単位	(1 割)	691 円
							(2 割)	1,382 円
							(3 割)	2,073 円
	要介護 2	689 単位	40 単位	22 単位	45 単位	796 単位	(1 割)	796 円
							(2 割)	1,592 円
							(3 割)	2,388 円
	要介護 3	796 単位	40 単位	22 単位	45 単位	903 単位	(1 割)	903 円
							(2 割)	1,806 円
							(3 割)	2,709 円
	要介護 4	901 単位	40 単位	22 単位	45 単位	1,008 単位	(1 割)	1,008 円
							(2 割)	2,016 円
							(3 割)	3,024 円

	要介護 5	1008 単位	40 単位	22 単位	45 単位	1,115 単位	(1 割) 1,115 円 (2 割) 2,230 円 (3 割) 3,345 円						
(5)所要時間 7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	658 単位	40 単位	22 単位	45 単位	765 単位	(1 割) 765 円 (2 割) 1,530 円 (3 割) 2,295 円						
							要介護 2	777 単位	40 単位	22 単位	45 単位	884 単位	(1 割) 884 円 (2 割) 1,768 円 (3 割) 2,652 円
													要介護 3
	要介護 4	1023 単位	40 単位	22 単位	45 単位	1,130 単位							
							要介護 5	1148 単位	40 単位	22 単位	45 単位	1,255 単位	

- ・送迎減算（日額）～送迎を実施しなかった場合に片道 47 単位が所定単位より減算。
- ・所得により社会福祉法人減免制度適用あり。

通所介護加算単価表

※ 1 単位 10 円

選 択 サービス	条 件	料 金	該 当
入浴介助加算 (I) 入浴介助加算 (II)	(I)入浴介助を行った場合 (II)医師等の連携により利用者宅を訪問し、自宅での入浴状況を確認し、個別の入浴計画を作成、入浴介助を行った場合に加算されます。	(I) 40 単位/日 (II) 55 単位/日	○
個別機能訓練加算(I)イ 個別機能訓練加算(I)ロ 個別機能訓練加算(II)	理学療法士等による個別リハビリを実施、居宅を訪問した上で機能訓練実施計画を作成し、これに基づきサービス提供を行った場合に加算されます。	(I)イ 56 単位/日 (I)ロ 76 単位/日 (II) 20 単位/日	
口腔機能向上加算 (I)・(II)	口腔機能の低下、又はそのおそれにある方に対し口腔機能改善の為に計画を作成し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。	(I) 150 単位/回 月 2 回まで (I) 160 単位/回 月 2 回まで	
若年性認知症受入加算	若年性認知症の方を対象に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合、当該利用者に加算されます。	60 単位/日	

認知症加算	指定基準の介護・看護職員以外に、介護・看護職員を2名以上配置。前年度実績で、日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者を20%以上受け入れ、認知症介護実践者研修等終了者又は、認知症に関する専門性の高い看護師1名以上配置した場合、当該ご利用者に加算されます。	60 単位/日	
中重度者ケア体制加算	指定基準の介護・看護職員以外に、介護・看護職員を2名以上配置。前年度実績で、要介護3・4・5のご利用者30%以上受け入れ、専従の看護師1名以上配置した場合に加算されます。	45 単位/日	○
サービス提供体制加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	(Ⅰ)介護福祉士が70%以上配置又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置	(Ⅰ) 22 単位/日	○
	(Ⅱ)介護福祉士が50%以上配置	(Ⅱ) 18 単位/日	
	(Ⅲ)介護福祉士が40%以上配置又は、勤続7年以上の介護員が30%以上配置	(Ⅲ) 6 単位/日	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等の処遇改善及び職場環境の改善を行った場合、基本報酬に加算や減算を反映させた1か月間の総単位数に9.2%掛けた金額が加算されます。(食費等の実費負担金は含まれません)	(Ⅰ) 9.2%/月	○
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職と連携し、機能訓練指導員等が、生活機能向上を目的とした個別の訓練計画を作成した場合に算定。外部専門職は、ICTの活用した動画等により利用者の状態を把握した場合に加算されます。	(Ⅰ)100 単位/月 3月1回限度	
		(Ⅱ)200 単位/月 個別機能訓練加算を算定/100 単位/月	
ADL維持等加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)利用者のうち、ADLの維持又は改善度合いが水準を超えた場合に加算されます。	(Ⅰ)30 単位/月	
		(Ⅱ)60 単位/月	
栄養改善加算	事業所職員として、または外部との連携で管理栄養士1人以上配置した場合に加算されます。	200 単位/回 月2回限度	
口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	利用開始時および利用中6か月ごとに栄養状態について確認、利用者の栄養状態に係る情報をケアマネに文書で共有した場合に加算されます。	(Ⅰ)20 単位/回	
		(Ⅱ) 5 単位/回 6月に1回限度	
口腔機能向上加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	口腔機能の低下、又はそのおそれにある方に対し口腔機能改善の為に計画を作成し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施し、状況を厚生労働省に提出している場合に加算されます。	(Ⅰ)150 単位/回	
		(Ⅱ)160 単位/回 3月以内に月2回限度	

科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症等の状況を厚生労働省に提出している場合に加算されます。	40 単位/月	
-------------	---	---------	--

・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の当日になって、サービス提供を中止した場合、以下のとおり取消料(当日の食材料費)をいただく場合があります。ただし、利用予定日の前日(午後5時までに連絡)までに利用中止の申し出をされた場合は不要とします。

利用中止の時期	取消料
利用予定日の前日(午後5時までに連絡)	ありません
利用予定日の当日	取消料(当日食材料費500円)

◆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合には変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

◆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) サービス利用料金の算出

介護保険給付対象サービス料金の自己負担額+介護保険給付対象外サービスの全額=利用者負担金
--

5. 利用料金のお支払いについて

利用料・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月20日まで(土、日、祝日の場合は、翌日)にお支払いください。

但し、利用の中止、廃止が生じた場合は、その都度お支払いいただきます。

◆お支払い方法：銀行口座自動引落し

※但し、みずほ銀行・秋田銀行など一部引き落とし出来ない金融機関があります。

6. 苦情の受け付けについて

(1) 苦情に対する体制・対応の手順

サービス利用者等が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下記のとおり配置しております。

苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くと共にサービス提供者からも事情を確認します。その上で、内容等を精査し、苦情解決責任者(園長)へ報告、又は必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法を含めた結果報告をして、関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容、経過、対応記録を保管し再発防止に活用します。

(2) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口	総務課長 小島 敬矢
受付方法	電話・郵便物・苦情受付ボックス(特養、在宅玄関に設置)
受付時刻	毎週 月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話番号	0154-41-1123

(3) 行政機関その他苦情受付機関

釧路市福祉部 介護高齢課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5151
	FAX	0154-32-2003
	受付時間	8:50～17:20
釧路町役場健康福祉部 介護高齢課	所在地	釧路町東陽大通り西1丁目1番地1
	電話番号	0154-40-5217
	FAX	0154-40-5240
	受付時間	8:45～17:15
北海道国民健康保健 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX	011-231-5178
	受付時間	9:00～17:00
北海道保健福祉部 福祉局施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	011-231-4111
	FAX	011-232-1097
	受付時間	9:00～17:00

7. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 事業所としての措置

①高齢者虐待防止等に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

高齢者虐待に関する委員会	身体拘束廃止・虐待防止委員会
高齢者虐待等に関する担当者	施設サービス課 課長 廣田 初子

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を6項のとおり整備しております。

④高齢者虐待防止研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

⑤個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

⑥職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるよう配慮するほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組めるように努めます。

(2) 相談・連絡先

釧路市福祉部介護高齢課 高齢福祉担当	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5185
	受付時間	8:50~17:20
釧路町健康福祉部介護高齢課 地域包括支援係	所在地	釧路町東陽大通西1丁目1番1号
	電話番号	0154-40-5217
	受付時間	8:45~17:15
北海道高齢者虐待防止 相談支援センター	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 2階
	電話番号	011-281-0928
	受付時間	平日9:00~17:00 ※休日・夜間は、留守番電話で対応

8. サービス利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意をはらえば避けられたにも係わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) ハラスメント防止対策について

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項（職員に対する禁止行為）
 - (イ) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為）
 - (ロ) 精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - (ハ) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(3) 金銭及び貴重品の管理

- ①利用時の金銭及び貴重品の持ち込みについては、原則として利用者の自己管理となります。
- ②自己管理中に紛失等が発生した場合、当センターでは責任を負いかねますので、必要以上の金銭及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ③自己管理ができない利用者で金銭及び貴重品を持参しなければならない場合は、送迎時に直接職員にお渡しください。

(4) 喫煙

当施設は全面禁煙となっております。

9. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

- ① サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関、地域町内会との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとします。
- ② 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、定期的に避難訓練を行い、又、非常災害時の関係機関、地域町内会への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備します。

11. 感染症対策の強化

(1) 感染症対策の強化

- ① 当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施し、感染症の発生防止に努めるとともに、園内感染発生時においては、蔓延防止に努めます。
- ② 事業所内の感染防止のため、下記の理由により、サービス利用を中止又は延期させていただく場合があります。
 - ・ サービス利用前の健康確認により、発熱、咳、鼻水、倦怠感等の感染が疑われる症状が顕著であった場合
 - ・ 同居者の感染症罹患があった場合
 - ・ 事業所内で感染が確認され、営業を休止する場合

(2) 感染の発生時における対応

- ① 当事業所関係者に感染が発生した際は、必要に応じて保健所及びその他の関係機関へ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
- ② 感染が発生した際は、感染症マニュアルに沿った対応を行います。
- ③ 職員の感染状況などにより、最低限の人員によるサービス提供となる場合があります。その際は、受入利用者数の制限やサービス提供時間の短縮、サービス内容の一部変更等を行うことがあります。

(3) その他

- ① サービス利用中に、熱発やその他感染が疑われる症状が見られた場合は、かかりつけ病院等の医療機関への受診を依頼するとともに、受診の結果、感染症の発症やその他療養が必要との診断を受けた場合は、原則、サービス利用を中止させていただきます。

12. 緊急時やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当施設は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービスの提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するための「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。「緊急やむを得ない場合」とは、一時的

に発生する事態にのみ限定しますが、次の要件、手続きに沿って慎重に判断いたします。

- ①「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない」場合に該当すると施設全体が判断した場合。
- ②緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束の内容、目的、時間、その際の利用者の心身の状況、拘束を行った理由を記録し、利用者又は家族の確認を得るものとします。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その後の利用者の日々の心身の状態の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い、逐次それを記録して、施設全体はもちろん家族等関係者の間で直近の情報を共有するものとします。

1 3 . 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び釧路市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ③事業所の責任により生じた損害については、事業所は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について利用者の故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

④損害賠償保険への加入…（契約書第15条参照）

本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保 険 名：社会福祉施設総合保障制度（居宅介護事業者賠償責任保険）

保障の概要：対人、対物、人権侵害事故補償、経済的損害補償等

1 3 . 第三者評価の実施状況について

当該事業所においては、上記について現段階で検討中であり、実施はしておりません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅サービス釧路鶴ヶ岱啓生園
老人デイサービスセンター

説明者職氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

契約者 住 所

氏 名

(続柄)

令和6年6月1日現在